

報酬等に関する開示事項

当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

●「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下の通りであります。

(1)「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。
なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

(2)「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額な報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としています。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員で、対象従業員等に該当する者はありません。

①「主要な連結子法人」の範囲

主要な連結子法人等とは、当行グループの連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものと定めております。

②「高額な報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額な報酬等を受ける者」の判断を行っております。

③「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループの業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

●対象役職員の報酬等の決定について

(1)対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会決議により、具体的な報酬額を決定しております。

また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議により、具体的な報酬額を決定しております。

●報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（平成28年4月～平成29年3月）
取締役会	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

当行グループの対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

●報酬等に関する方針について

(1)「対象役員」報酬等に関する方針

取締役の報酬は、役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、半年度の業績等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。

監査役の報酬は、独立性を高め、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の一層の強化を図るため、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。

取締役の「確定金額報酬」および「役員賞与」は年額600百万円以内、「株式報酬型ストックオプション」は年額150百万円以内、監査役の報酬は年額100百万円以内として、それぞれ株主総会でご承認いただいております。取締役の報酬等は取締役会決議、監査役の報酬は監査役の協議により、具体的な報酬額を決定しております。

なお、当行は、取締役・監査役の指名や報酬の決定プロセスの透明性を確保するため、社外取締役が委員の半数を占める「指名・報酬委員会」を設置しており、取締役・監査役の報酬体系については、同委員会の答申を踏まえて決定することとしております。

当行グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

当行グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

●対象役職員の報酬等の総額（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額		変動報酬の総額		退職慰労金		
			基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	基本報酬	賞与			
対象役員 (除く社外役員)	12	522	432	352	80	90	-	90	-

(注) 1. 固定報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延べ報酬80百万円が含まれております。

2. 取締役の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等5百万円は含めておりません。

3. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社京都銀行 第8回新株予約権	平成27年7月31日から 平成57年7月30日まで
株式会社京都銀行 第9回新株予約権	平成28年7月29日から 平成58年7月28日まで

当行グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。